

ワイマール期初期の自由労働組合における組織再編成問題

——産業別組合か職業別組合か——

栢 田 大 知 彦

1. 課題の設定

旧西ドイツの労働組合の組織形態は、個別企業の枠を越え横断的に組織された産業別組合が支配的であった。これは第2次大戦直後の労働組合の再建期から目指されたもので、花見忠氏によれば、1949年に成立したナショナルセンター、ドイツ労働組合総同盟は「ワイマール時代の経験にもとづき、宗教的・政治的信条の相違、労働者、職員、官吏の区別にかかわらず、一産業の全被傭者を一つの組合に組織することをたてまえとする、産業別統一組合の組織原則を採用した」¹⁾。また1960年代なかばにドイツ労働組合総同盟から日本の労組に送られた小冊子『ドイツ労働総同盟の歴史と活動』によれば、第2次大戦直後の組合再建期においては、「新しい組織は可能な限り産業別に作られなければならぬ、ということは万人がこれを認めたことであった」。労組を産業別に組織するか、職業別に組織するかという問題は過去10年に渡って討議されてきたが、「1920年代の多様な経済的变化を通じて産業別組織の形態を好むようになった」(53ページ)というのである。これに従えば、「ワイマール期の経験」が旧西ドイツの労働組合の在り方に多大な影響をもったことは明らかである。労組の「ワイマール期の経験」とは、一つには、労働組合運動の分裂等を要因に、ナチスの前に何の抵抗もなく組織を解体されてしまった経験であろう。そこから「些事にこだわらず、全体を、統合を全面に押し出そうと考えた」²⁾のである。また「過去10年に渡」る「討議」、「1920年代の多様な経済的变化」も「ワイマール期の経験」であろう。事実、ワイマール期、労組は大きな変化を経験し、また組織形態に関する「討議」を激しく展開した。

主要な使用者団体と労働組合の間で結ばれた1918年11月15日協定は、団結権の保証に始まり、集団的な労働協約における使用者と同権的な当事者としての労働組合の承認、黄色組合に対す

1) 花見忠『労働組合の政治的役割』未来社、1965年、267ページ。

2) 同上、271ページ。

る援助の中止、8時間労働制の実施等、労働組合が19世紀以来、要求してきたものをほぼ全面的に認めるものであった³⁾。このことが労働組合に少なくない変化を与えたことは容易に想像できるが、まずさしあたって半・不熟練労働者を中心とする組合への大量加入が、目に見えるそれとして現れた。この状況下、当時ドイツの全組織労働者の7割ほどを組織していた社会主義系の自由労働組合では、組織の再編成が大きな問題とされた。

第1次大戦後初めて行われた自由労組1919年大会ではドイツ労働組合総同盟 (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund, 以下 ADGB もしくは同盟と略称する) と名付けられた上部団体の下に52もの単位組合が統合されることとなった。大会で採択された規約は、組織形態に関して、一方で産業別組合への統合を目標として掲げ、他方で ADGB 傘下のすべての組合に組織として独立を保証したものと解釈された。3年後の1922年大会では、金属労働者組合 (Deutscher Metallarbeiter-verband, 以下 DMV と略称する) 代表ディスマン、建設業組合代表ペプロウらによる、現存する職業別組合の統合によって産業別組合を創設するという提案が、代議員では465対163, 組合員にして4854225名対1925972という大差で採択された。産業部門編成モデルの一案が盛り込まれたこの提案は⁴⁾, そのモデルに基づき ADGB 全体を強制的に再編成するものと、少なくともディスマン案に反対する勢力には解釈された。1922年大会以降、この決議の実施を巡って、DMV、建設業組合等大組合を中心とする産業別組合への再編成を求める勢力と、再編成が実行されると組織の吸収や分割を余儀なくされる組合等からなる同盟指導部 (以下 107 ページ参照) を中心とした再編成に反対する勢力との間の、同盟内部を二分する対立がみられることとなる。だが、後者の頑な拒否により、決議は実行されないまま次の1925年大会に至り、そこでは産業別組合への再編成が、強制的には行われないことが確認された。その後の大会でこの問題が大きく扱われることはなかった。

以上で概観したワイマール期の“自由労働組合における組織形態を巡る議論” (以下“議論”と略記する) に関して、既存の研究は、まずそれが「産業別組合か職業別組合か」を巡るものであったとする。そしてその対立の背後に、例えばイデオロギー的な対立、労働運動の方法を巡る対立、大組合と小組合の間の調整の困難さ、同盟における中央集権と分権を巡る争い等々、さまざまな利害対立・問題が存在したことを指摘している⁵⁾。研究史でみるように“議論”に

3) 戸塚秀夫・徳永重良編『現代労働問題』有斐閣, 1977年, 239-40ページ。

4) ディスマンの決議案に盛り込まれた産業部門編成モデルは、①鉱山②精練・鉄鋼③建設④印刷⑤運輸・交通⑥公的経営・行政機関⑦繊維⑧皮生産・加工⑨木材⑩飲食料品⑪ブドウ栽培・庭師も含む農林業というものであった。Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (1. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Leipzig vom 19. bis 24. Juni 1922, S.538. 本資料は以下 Protokoll と略記する。

5) このような“議論”に関する研究史は、拙稿「ドイツ・ワイマール期の自由労働組合における組織形態に関する議論について」(『立教大学経済学研究』第55巻第1号, 2001年) 203-205ページを参照。

は、この時期の自由労組内部のさまざまな対立・問題が複雑にからみ合っており、一義的には整理できないが、筆者はそれらの対立・問題が、とくに1922年大会において「産業別組合か職業別組合か」という形に集約的にあらわれたと考えている。

もとより、“議論”は、ワイマール期に始まったものではない。産業別組合への再編成に関しても第1次大戦前から問題とされていた。そこでは既存の組織の諸権利の維持を原則とし、自由意志による産業別組合への統合を推奨するという態度が一貫してみられた⁶⁾。このような自由労組における組織形態に対する一貫した態度は、すでにみた1918年11月15日協定等の変動を経て、1919年大会で採択された規約の内容においても、以下でみる1919年～20年の過程でも、なお維持されることとなる。ただ、その一方で、新しい論点と背景を伴い、産業別組合への再編成が強く主張されるようになる。これにより、この時期に“議論”が大きく展開し、一貫した態度が変更を迫られることとなったのである。それが明示されたのが、1922年大会における決議であった。

以上のような“議論”展開史上における1922年大会の位置づけを手掛かりに、諸論点を孕んだ“議論”が具体的にどのように展開し、1922年大会において「産業別組合か職業別組合か」という構図を取るようになったのか。そのプロセスを明らかにすることを本稿の課題とする。従って本稿は、直接的にはニュルンベルク大会（1919年6月30日～）からライプチヒ大会（1922年6月19日～）までの“議論”を考察の対象とする。

この時期に産業別組合への再編成が主張されることとなった背景としては、重工業の発展や企業の垂直的統合の進展といった状況、第1次大戦中に明確となった自由労組内部の運動方針を巡る対立、また1918年11月15日協定による変化等が指摘される⁷⁾。これに関連し、本稿が対象とする時期の労使関係の状況を簡単にみておこう。1918年11月15日協定は、中央労働共同体協定とも呼ばれ、通説では⁸⁾、前述のように19世紀以来の労組の要求を概ね承認したものであるが、それは革命から資本主義を守るために労働組合を体制支持者として取り込もうとする使用者の戦術的譲歩であるとも評価される。確かに、それが「敗戦による混乱と革命への恐怖という[労使]両者に共通の基盤」⁹⁾の上に成り立っていたことは疑いなく、それだけに革命情勢が少しでも遠のく否や、1918年11月15日協定に対する使用者の攻勢が始まったことは、ある意味で当然であった¹⁰⁾。

6) 同上、197-200ページ。

7) 同上、196-97、203-204ページ。

8) 中央労働共同体に関する研究史は、麻沼賢彦「第一次大戦後ドイツにおける『労資共同体』体制の成立」(『経済科学(名古屋大学)』26(1)、1978年)61-63ページ参照。

9) 栗原良子「ドイツ革命における『ドイツ工業中央労働共同体』(二)」(『法学論叢(京都大学)』第91巻 第4号、1972年)45ページ。

10) 加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』東京大学出版会、1973年、347ページ。

表1 経済問題に関わる労働争議（農林業除く）

年	スト		ロックアウト	
	件数	関係した労働者数(人)	件数	関係した労働者数(人)
1909-13 平均	2171	536522	425	174180
1914	1115	193414	108	44781
1915	137	47010	4	1346
1916	240	422591	—	—
1917	561	1467306	1	1022
1918	531	715697	1	45
1919	3682	2724907	37	35860
1920	3693	1915581	114	93151
1921	4093	1817637	362	218433
1922	4348	2241281	437	324273
1923	1878	1751944	168	165321
1924	1581	969956	392	1096378
1925	1516	795864	224	329936
1926	330	88304	44	51432

(*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* 1924/25, S.312-13, *ibid.*, 1930, S.329.)

表1が示すように、1918年11月15日協定が成立した翌年からスト件数は急増し、参加労働者数とともに、本稿で扱う1919～22年には第1次大戦前の水準を遥かに上回る数値を維持し続けている。この要因は、一つには使用者による労働協約の拒否、不履行に求められる¹¹⁾。他方ロックアウト件数は、1921年から関係労働者数と共に急増している。1922年にはさらに増大した。その値を大戦前の水準と比較すると、件数はほぼ変わらないものの、関係労働者数は15万人以上多かった。これは第1次大戦前に比して多くの労働者が関わる大規模なロックアウトが多かったことを示している。敗戦後の「経済の再建には…各方面の一致した協力が必要であるとの認識と責任感に基づき、労使の組織が結集」¹²⁾した、と定款に謳う中央労働共同体は、本稿で扱う時期に、形としては存続していた。だが、それほど目立った成果をあげたわけではなく¹³⁾、以上でみたように、逆に労働争議の頻発がみられた。その中で、ストにやや遅れてロックアウトされた労働者数が急増したことは、使用者の側が徐々に対立姿勢を強めていったことを示していると思われる。

この時期に“議論”が展開したのは偶然でない。以下でみるように建設業における産業別組合への再編成の主張の背景にはロックアウトされた労働者数の激増があったと考えられる。だが必ずしも争議が頻発した部門でのみ再編成が強く主張されたわけではない点には留意する必

11) 同上, 355-56ページ。

12) 栗原良子, 前掲論文, 42ページ。

13) 同上, 44-45, 53ページ

要がある¹⁴⁾。すでに指摘したように“議論”の背後にはさまざまな対立・問題が複雑に絡み合っていたのである。このことは考察の過程であきらかになるだろう。

2. 研究の方法と対象——ADGBの中央機関¹⁵⁾——

同盟においては、組織のあり方は同盟規約や大会決議によって規定されていた¹⁶⁾。規約改正は大会決議によってのみ可能であった。大会は同盟の最高位にある意思決定機関で3年に一度行われる。大会の使命は、以下で触れる同盟指導部の選出、規約や大卒の活動方針といった原則的な問題の決定である。1922年大会までは各単位組合から組合員1万人につき1名代議員が派遣され、その決議は多数決で行われた。大会への提案はすべての傘下単位組合、支部等が行い得る。ただ、それらは事前に同盟指導部、同盟委員会で議論の対象とされる。また大会では、その招集権限のある同盟指導部による活動報告、その議題に対する報告・提案を軸に、5～6日という限られた大会期間内で審議が行われ決議に至るので、事前の準備段階の重要性に注目する必要がある。

同盟の指導的立場にある運営・調整機関は同盟指導部(Bundesvorstand)である。通例、毎週会議を開き、その活動は同盟指導部編集の週刊の機関紙『コレスポンデントブラット』に掲載された。その任務は経済・社会政策領域における労働者の利害を代表することをはじめ、同盟全体の方向性を定めて導く、いわば舵取りの役割を担うもので、第1次大戦前に自由労組において絶大な権限をもったナショナルセンター、総務委員会とほぼ同じものであった。その構成に関しても連続性が強くみられた。同盟指導部の初代委員長には、総務委員会の結成当時から委員長であったレギーンが当然のごとく就任し(その死去に伴い21年より、長い間レギーンの盟友であったライパルトが就任)、1922年大会時の同盟指導部のメンバー15名のうち9名が戦前から総務委員会のメンバーであった者たちだった¹⁷⁾。その他5名は1919年からそのポストに就き、大会選出といっても1928年までほとんど変化はなかった。それゆえ、規模の小さな職業別組合の出身者が多いこと、政治的には主として改良主義的立場をとること¹⁸⁾、組織形態

14) 例えば産業別組合への再編成が強く求められた鉱山において、ロックアウトされた労働者数は第1次大戦の直前の1912年は4127名であり、20年は1542名、21年は1628名であった。*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* (以下 *Statistisches Jahrbuch* と略記する。) 13, S. 76, *ibid.*, 21/22, S. 75, *ibid.*, 23, S. 58.

15) 以下で触れる ADGB の中央機関の機能に関しては、その多くを Potthoff, Heinrich: *Freie Gewerkschaften 1918-1933*, Düsseldorf 1987 に負っている。それに関する記述はとくに記さない限り *Ibid.*, S. 30-36. より。

16) 前掲拙稿, 201ページ参照。

17) *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert*, (以下 *Quellen* と略記する) Bd. 2, S. 997, 1033-1065.

18) 例えば、ポットホッフは産業別組合への再編成の主たる推進者に、主として第1次大戦中の総務委

表2 1922年大会時点におけるドイツ労働総同盟
(ADGB)傘下の主な単位組合の組合員数

単位：人

全49組合	ADGB 総計	7574825
1	金属 (DMV)	1567335
2	工場 (FAV)	653204
3	農業	636144
4	繊維	586964
5	運輸	571080
6	建設	470255
7	鉱山	459270
8	鉄道	450503
9	木材	375190
10	現業職員	291776
11	衣料品	133638
12	煙草	122719
13	製靴	95273
14	ボイラーマン	89943
15	大工	89508
16	製本	80953
17	ビール・製粉	76062
18	印刷工	74337
⋮		⋮
48	煙突掃除夫	3296
49	アスファルト	2011

(Protokoll, S.4-24から作成)

に関しては、まずもって職業別組合を原則とすること等の特質も、第1次大戦前の総務委員会から引き継いでいたといえる¹⁹⁾。

その同盟指導部の活動を監査する権限を与えられたのが、同盟委員会 (Bundesausschuß, 以下BAと略称する)である。BAは、表2のように組合員数において大きな隔たりをみせる同盟傘下の各単位組合からの、原則的に各1名ずつの投票権をもった代表から構成される。以上の権限から、同盟指導部が作成する大会議題の原案を吟味することは勿論、より詳細な検討を要する個別の課題に関しては、BAが小委員会を選出し議論を行うという役割が同盟規約24条に謳われている²⁰⁾。大会決議の執行に関しても同盟指導部と共に責任を負う。以上からすれ

員会主導の城内平和政策に反対する勢力として形成された労働組合内反対派をみる。そして“議論”が彼等と総務委員会・同盟指導部との間のイデオロギー的な争いであった点を指摘する (Potthoff, *a. a. O.*, S.40.)。レーテ運動の評価を巡るイデオロギー的対立局面と“議論”との関係については、前掲拙稿, 207-208ページ参照。

19) 前掲拙稿, 203ページ。

20) Potthoff, *a. a. O.*, S.326.

ば、BAは、単位組合の立場から同盟指導部の活動を監視する機関であるのみならず、大会の事前準備、決議の執行に関して同盟指導部と同等の権限、責任をもつ機関であったといえよう。また場合によっては、組合内部の争いに関して最高位の調停機関としての機能を果たした。

他方、BAは同盟指導部や各単位組合の利害がはっきりと表れ、それがぶつかり合う場でもあった。同盟指導部の代表や主だった単位組合の代表が顔を揃える同盟委員会会議は、年4～5回行われ通常2日以上にわたった。指導部の活動や大会への提案を議題にする際には、以上でみたその使命、その構成からしても、また以上で触れた大会の在り方からしても、大会決議に、ひいてはADGBの方向性に、同盟委員会会議での議論が——とくに本稿で扱う組織形態に関しては——かなり大きな影響をもったであろうことは想像に難くない。

本稿では、以上のADGBの中央機関の機能の概観をふまえ、「1.」で掲げた課題に近づく方法として、この同盟委員会会議（以下BA会議と略称する）における議論を立ち入って検討する。勿論、同時に同盟指導部の見解、労働組合全体の動向も把握する必要がある。それらは、とくに機関紙『コレスポンデントブラット』²¹⁾に拠り、BA会議における議論と合わせ考察していく。以上のような方法で論を進めることとする。

3. 1919年～1921年末の議論

1) 同盟委員会会議 1919年8月19～20日²²⁾

1918年11月15日協定の実施を任務とする中央労働共同体の中核機関である中央委員会の結成は、とくに使用者の熱意が足りなかったために、1919年の12月12日まで待たなくてはならなかった²³⁾。その約4か月程前、1919年8月19日に始まったBA会議では、中央労働共同体における使用者側からの提案²⁴⁾が議題とされた。それは、複数の職業別組合に属する労働者が働く鉱山経営において労働協約を統一したい、というものであった。

この提案の対象になった鉱山業で最も多くの組合員を抱えた単位組合である鉱山労働者組合は、この使用者の提案を支持した。鉱山労働者組合は、鉱山における労働協約の締結は最大の組合である自らを主体とすべきだという要求を掲げていた。この要求に関して、1921年1月18日ベルリンにてADGB傘下の他の単位組合との調整のための話し合いがもたれることになる。招集されたのは建設、屋根ふき工、鉄道、工場労働者（Fabrikarbeiterverband, Verband der

21) *Korrespondenzblatt des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes* (Reprint, Berlin-Bonn 1985). 以下 *Korrespondenzblatt* と略記する。

22) このBA会議に関する記述はとくに断らない限り *Quellen*, Bd.2, S.91.より。

23) 栗原良子, 前掲論文, 42ページ。

24) 使用者が複数の組合が存在する経営において「統一協約」を求めた理由を、麻沼氏は「統一協約こそは個々の企業が統一ある『経営管理』を遂行し、多少なりとも企業個性を帯びた労働秩序を維持するための大前提」であった点にみる。麻沼賢彦, 前掲論文, 82ページ。

Fabrikarbeiter Deutschelands, 以下 FAV と略称する), 庭師, 塗装工, ボイラーマン・機械操作員 (以下ボイラーマン組合と略称する), DMV, 馬具職人, 大工各組合と多様であり²⁵⁾, このことから鉱山業における単位組合間の利害統一の困難さが伺い知れた。

この問題に関して BA 会議が出した決議は次のようなものであった²⁶⁾。

ドイツの労働組合組織は職業に基づくものである。この組織形態は将来の産業の発展という状況に際しても確実に維持される。組織は職業別に構成され、賃金・労働条件の決定も職業別に行われなければならない。この原則を維持しながら、複数の職業別組合に属する労働者が働く経営での労働協約締結の困難さを考慮し、賃金領域以外の他の外郭的な協約は、当事者組合の合意を条件とした上で、代表した組合が締結することを可能とする。

この決議案は鉱山労働者組合, FAV, ボイラーマン組合, 運輸労働者組合から各 1 名の代表に, 同盟指導部からの代表 1 名を加えた小委員会により起草された。この議案を巡って激論が戦わされたという記録はないが, この決議は, その後の“議論”に大きな意味をもつこととなった。一つの産業内, 経営内における複数の単位組合の“混在”, そこでの複数の労働協約締結, 利害統一の困難さ, それに伴うさまざまな弊害, 仕事の境界を巡る争い等の克服は, 以下でみるように, 産業別組合への再編成を求める主張の最大の根拠として, 繰り返し“議論”に登場することになるからである。この“混在”に関しては, 第 1 次大戦前からとくに大経営において問題とされたが, 1918年11月15日協定による労働組合の協約当事者として承認, それに伴う組合員の大量加入により, 大戦前より深刻さを増したと思われる²⁷⁾。

この BA 会議では, 1919年大会直後ということもあり, 大会で採択された規約に従い, 既存の組織である職業別組合の権利がまず守られるべきことが確認された。また使用者側から提案がなされ, それを BA 会議が取りあげたことは, 中央労働共同体を維持しようとする労使の姿勢の表れといえよう。

2) 同盟委員会会議 1920年 7月 6～8日²⁸⁾

この BA 会議の第 3 議題は「建設業と食料品産業における産業別組合」というものであった。この問題はすでに1920年の 2～3月の BA 会議に持ち込まれ, その検討を同盟指導部が委託されていた。だが, この BA 会議直前の 6月23日, 同盟指導部から各単位組合に「このような新しい構造 [産業別組合] の有効性に関しては」(S.191) 統一的な見解に至らなかったことが通

25) *Quellen*, Bd.2, S.258.

26) 自由労組においてこの問題は, 1919年大会直前の, 1919年 6月末から開かれた BA 会議で議題として提示されたが, 取り下げられている。*Quellen*, Bd.1, S.771.

27) 前掲拙稿, 205-206ページ参照。

28) この BA 会議に関する記述はとくに断らない限り *Quellen*, Bd.2, S.188-89, 191-94. より。以下引用箇所のみ記す。

達されていた。いわば決着を BA 会議に持ち込んだ形であるが、この議題が取り上げられた理由はこれだけではなかった。

1920年5月8～15日にカールスルーエで行われたドイツ建設業組合の大会では、「建設業におけるすべての労働組合、職員組合の〔統一的な〕建設業組合への統合」に向けて、継続的に努力することを指導部に委任する決議がなされた²⁹⁾。すなわち既存の組合の統合による産業別組合が計画されたのである。この建設業における産業別統一組合への努力、またそれに対して FAV 等が異議を唱えたこと等により、産業別組合への再編成問題が本 BA 会議に議題として取りあげられることとなったのである³⁰⁾。

議論に先立ち、DMV も建設業組合に歩調を合わせる形で、この議題において、すべての肉体・頭脳労働者の統一的な産業別組合への統合という問題を議論すべきだと提案した。

続いて以上の建設業組合の「計画」に対する同盟指導部の見解が示された。それは、「計画」が実行されれば他の組合の組織領域を侵害するということが、また職員組合のナショナルセンター、AfA-Bund³¹⁾ から、「計画」は職員組織の育成に有用でないと通知があったこと等を理由に、目下のところ受け入れ難いというものであった。だが同盟指導部では、上述のように「このような新しい構造の有効性に関しては」一致をみなかったこともあり、「計画」を議論の対象となるよう BA 会議に持ち込んだのであった。

議論は FAV 代表ブライの説明により始まった。それは、建設業組合の「計画」は FAV を分割することなしに実行不可能である。従ってこの「計画」は同盟規約と矛盾するから、同盟指導部は建設業組合に対し異議を唱えるべきである、というものであった。その後 DMV 代表ディスマン、建設業組合代表ペプロウの「計画」支持の発言、大工組合のプリンクマン、AfA-Bund の 2 名、同盟指導部のギーベル、木材労働者組合のタルノウから「計画」反対の発言があったが、最初のブライの説明が規約を拠り所にした点で決定的であった。

「建設業組合、DMV から要求された産業別統一的組合の計画の、一方的な実行は〔すべての ADGB 傘下組合に同じ権利を認めた〕同盟規約 5 条以下とあいられない。規約は労組大会をもってのみ変更可能である。[少なくとも] その時まで、すべての傘下組合は、他のすべての組合の領域を尊重すること」(S.192)。以上の決議が 23 対 17 で可決された。「計画」は関連組織の相互合意によってのみ実行されうることとなった。

この結果の背景には、同じ BA 会議で文書として提示され説明された同盟指導部の見解があった。具体的には FAV と陶磁器労働組合との境界を巡る争いに関してのものである³²⁾。本稿

29) *Korrespondenzblatt*, Jg. 30, 1920, S.331.

30) *Protokoll*, S.98-99.

31) AfA-Bund (Allgemeiner freier Angestelltenbund) は 1920 年に結成された社会主義を志向する職員組合のナショナルセンターで (1920 年組合員約 69 万人)、1921 年 4 月、ADGB と協力協定を結ぶ。Potthoff, *a. a. O.*, S.27.

32) *Quellen*, Bd.1, S.764. 「1911 年以来ずっと続く争い」とある。

でFAVと略称する工場労働者組合とは、第1次大戦前には多くの組合員が熟練労働者であった自由労組において³³⁾、不熟練労働者を中心に組織された唯一の組合であった。化学工業が主たる組織基盤であったが、多様な産業に従事する不熟練労働者を組織していた。このことから第1次大戦前には幾度となく熟練労働者からなる多くの職業別組合との境界を巡る争いを起こしている。それはそのままFAVと総務委員会の争いとなった³⁴⁾。このような背景があり、FAVは一貫して「FAVは、[総務委員会に]他の組合と同権的なものと認められておらず、軽く扱われている」(S.188)という見解を表明していた。それに対し同盟指導部はこのBA会議で「確かに同盟指導部は総務委員会の権利継承者である。だが[FAVの]その見解は正しくない。FAVに関連する領域における産業別組合の設立には、FAVの合意を要件とする」(S.188-89)ことを確約した。

この「確約」は“議論”に大きな影響を与えずにはおかなかった。これは同盟指導部にとって、長きに渡るFAVとの争いに終止符を打つものであるのみならず、DMVに次ぐ同盟傘下第2の規模(表2参照)を誇る単位組合との、“議論”における共闘契約書ともいえたからである³⁵⁾。多様な産業における不熟練労働者を組織しているFAVは、産業別組合への再編成が行われればその組織の分断は必至であるから、「確約」は彼等にとっては組織の維持を保証するものといえた。かくして本BA会議の第3議題は「確約」に従い、FAVの見解が貫徹した決議となったのである。

ただ決議は産業別組合の完全否定を意味せず、また本来議論の対象であった「このような新しい構造の有効性に関しては」結論がでていなかったといえる。というのはこのBA会議では、建設業組合代表ペプロウの提案により、組織問題の調査を行うための特別委員会が設置されることとなったからである。このことは、産業別組合への再編成という目標をさしあたって維持し議論を継続するという、BAの組織形態に対する態度が表れたものと解釈できる。メンバーはペプロウの他デイスマン、タルノウ、ブライ、ブリンクマン、ドレーガ(鉄道組合代表)、ヘックマン(現業職員)、コノーラ(AfA-Bund)、シュルツ(自由労組幹部とのみある)、シューマン(運輸)、ザイツ(印刷工)の11名であった。これにより“議論”の中心的な舞台は、BA会議から「特別委員会」へと移った。そこでの議論内容は本稿では触れることはできないが³⁶⁾、結果からいえば「特別委員会」から1922年大会への提案は行われなかった。大会での同

33) 産業別組合とされるDMVにおいてさえ、熟練労働者は徐々に減少したものの1913年まで70%を割ることはなかった。大塚忠『労資関係史論』関西大学出版部、1987年、253-55ページ。

34) Schöck, Eva Cornelia: *Arbeitslosigkeit und Rationalisierung*, Frankfurt-New York 1977, S.127-31.本稿のFAVに関する記述の多くは同著に負っている。

35) 1922年大会での議論において、ブライはこの「確約」をそのまま引き合いに出し、本稿冒頭で触れたデイスマンらの提案を批判している。Protokoll, S.542.

36) 1920年12月のBA会議でデイスマンが「特別委員会」の活動の中間報告を行っているが、「十分に機能しており…努力している」というもので具体的な成果は示されなかった。またその報告は「産

盟指導部の活動報告では³⁷⁾、「特別委員会」がこの問題の賛否両論を十分に吟味し、大会第4議題「組織形態と労働運動の方法」の下準備を行ったことが示唆されている。

この1920年7月のBA会議では、建設業組合等の産業別組合への再編成「計画」が議題とされたが、1)の19年8月のBA会議で示された、規約に従い既存の職業別組合の権利が保証されることが再確認された。だが同時に産業別組合への再編成に関して議論を行う「特別委員会」が設置された。このことは同盟における産業別組合の必要性の認識の高まりを示すものである。それを背景に、決議にある程度反対票が入ったのであろう。これによりDMV、建設等の産業別組合への再編成を求める勢力と、同盟指導部を中心とするそれに反対する勢力の対立がある程度明確となった。また、本BA会議で対応が協議されているのだが、5月2日に中央労働共同体の使用者側からなされた、すべての賃金・俸給の引上げ拒否の一方的通告も特別委員会設置の背景にあったと思われる³⁸⁾。1)の19年7月BA会議の時点から、使用者の姿勢はかなり変わっていたのである。

1922年大会での同盟指導部による活動報告によれば、以上で取り上げた2つのBA会議の決議が、大会時における同盟指導部の組織問題に関する認識の基準となっていることがわかる³⁹⁾。以上2つのBA会議の決議が共通して拠り所としたのは、既存の組合の諸権利の保証を謳った1919年大会で採択された規約であった。だが、その後の展開では、この2つのBA会議の決議とは必ずしも適格的ではない流れが見いだせる。すなわち産業別組合への再編成論の隆盛である。

3) 建設業における産業別組合に関して

同盟指導部編集の自由労組の機関紙『コレスポンデントブラット』1921年7月16日号と23日号に、建設業組合の幹部による「建設業における統一的な組合に関して」という論説が掲載された。そこでは⁴⁰⁾、まず1911年の左官工組合と建設補助労働者組合の合併以来進展してきた、建設業における職業別組合の、単一組織、建設業組合への統合過程が概観される。だが大工組合等いくつかの単位組合がそれに加わらないことから弊害が生じた。すなわち利害の統一・調

業別組合創設のための委員会」という名の下で行われていた (Quellen, Bd.2, S.260-61.)。これはそこでの議論が、産業別組合への再編成を目標に行われていたことを示唆するものである。

37) Protokoll, S.99.

38) これに対して本BA会議では以下のような声明を発表した。「行われてきた賃金等の調整における同権的な合意に対するこの一方的な試みは、使用者の横暴であるといわざるをえず、このことは、労使の争いを呼び覚ますものであり、国民経済の再建に必要な不可欠である労働共同体の権限を侵害するもので、その存続を不可能するものであろう。」 Quellen, Bd.2, S.193-94.

39) Protokoll, S.98-100. 組織問題に関して、「活動報告」はこの2つのBA会議以外のBA会議には勿論、それ以降の“議論”にほとんど触れていない。

40) 本論説に関しては Korrespondenzblatt, Jg:31, 1921, S.399-401, 418-19. より。

整の際の莫大な時、金、労力、モノ（機関紙、名簿等）等の浪費、産業を単位に固く組織された使用者団体に対峙する際の弱さ、また単位組合間の境界を巡る争い等である。これらの克服が統一的な組織を要求する理由であり、それにより賃金・労働条件の改善という労働組合の目標が果たされるとする。ただ、この点は第1次大戦前から認識されていた。大戦後、統一的な組織を要求する、さらに重要な理由が加わったとする。革命後の政治的大変動と国家と社会の新しい権力配置が労組に新しい役割を求めた。すなわち社会化の実現である。労組の本来的な目的「労働者階級の生活水準の向上」を実現しようとするならば、労組は資本主義システム自体の変革に取り組みなくてはならない。そのために、労組はすべての肉体・頭脳労働者を統合する必要がある。それを基盤に、労組は将来における建設業ひいては経済全体の担い手となるべきある、というのである。

この論説は、1920年7月BA会議の契機となり、そこで拒否された建設業組合の「計画」を、社会化という大目標を掲げて正当化しようとするものであった。そこでは、産業、経営内での複数の単位組合の混在による弊害克服のために、既存の組合を統合することによる産業別組合を要求し、それが社会化をも見据えたものである、という産業別組合への再編成論の体系が完成された観さえあった。またそれが『コレスポンデンツブラット』に掲載されたことは、同盟指導部もこのような「再編成論」を認めざるをえなくなってきたことを示していたといえよう。

このことを裏づけるかのように、この論説が発表された約4か月後、21年11月29日に行われた組織問題のための「特別委員会」において、ある決議がなされた。過去2度の会合では組織問題に関する原則的な議論を行ったが、この日の「特別委員会」で議題となったのは「建設業における統一的な組織の創設」であった。決議は「[産業別統一組織である]建設業組合の創設は可能であり、また有効である。そのできる限り早期の創設を勧める」というものであった。この決議は12対2で採択された⁴¹⁾。反対票を投じたのはFAVの代表と、決議が実行されれば建設業組合に吸収される、大工組合の代表であった。

以上からすれば、この時点で、建設業においては既存の職業別組合を統合することにより産業別組合を創設することに関しては、同盟において概ね一致をみていたといえてよい。この背景には、例えば表1から分かるように1920年から21年にかけての、ロックアウトされた労働者の激増があったとも推測される。その中で建設業では、ストに関しては大きな変化はないものの、ロックアウトされた労働者数は1920年の558名から1921年は31465名と、他の部門に比して抜きんでて急増している⁴²⁾。「再編成論」の隆盛は、この使用者の攻勢と強い関連があるだろ

41) *Ibid.*, S.723. (12月23日号)。「特別委員会」は当初11人で構成された。この21年11月の「特別委員会」の構成は不明だが、少なくとも2)でみた1920年7月のBA会議で建設業組合に「計画」に反対した単位組合代表の内、少なくとも数人が本「特別委員会」では建設業の「再編成論」に賛成票を投じたことは明らかであろう。

42) *Statistisches Jahrbuch* 21/22, S.75, *ibid.*, 23, S.58.1922年は49656名。他の部門では、例えば金属加工業20年13414名、21年45878名、木工業20年7120名、21年9498名であった。

う。1920年7月BA会議の決議が、そこで設置された「特別委員会」での約1年半の議論を経て、全く違う結論に至った点をここで確認したい。

4) 同盟委員会会議 1921年12月13～17日⁴³⁾

以上の「特別委員会」の決議から20日も経っていない12月13日に始まったBA会議では、多岐にわたる議題が掲げられたが、「特別委員会」の設置のためか、組織形態に関しては直接議論の対象とされなかった。ただ、第4議題「[1922年6月]大会への提案」における、同盟指導部が大会への特別な提案として用意した「地区委員会の設立」に関する議論は、組織形態に関する議論に影響を及ぼしたと考えられる。以下で触れておこう。

同盟指導部の説明によれば、地区委員会とは地区レベルにおけるADGBの直属機関とされる。同盟指導部等ADGBの中央機関と、その最下層にあって労働者の相談等を使命とする支部執行委員会⁴⁴⁾との間に位置し、両者の連携の技術的困難克服と、社会・経済政策的な活動を地区・中間レベルにおいて調整、指導する必要性から、その設置が目指されたものであった。この構想の原案は、1921年8月のBA会議において提示されており⁴⁵⁾、この12月のBA会議ではそれを大会に提出するか否かの意見交換が行われたのだが、即座にこの提案の取下げを要求したのがデスマンであり、ペプロウであった。デスマンは述べる。「この提案から読みとれるのは[同盟指導部が]より強固な中央集権化を望んでいる、ということである。我々の多く[の単位組合]が、分権的な協力を目指しているというのに」(S.444)。同時に彼はBAの構成に不満を唱え、「50万人以上の組合員を擁する単位組合の2人目の代表者をBAに送る権利を認めること」(S.442)を提案した。ペプロウは「産業別組織の創設が、我々の組織をもっとよきものにしてくれるかどうか、吟味することが、まず有効であると思われる」(S.443)とし、地区委員会より産業別組合をまずもって創設すべきと主張した。それに対して同盟指導部側も反論した。委員長ライバルトは「デスマン、ペプロウの意見は大変意味深長である」と前置きし「我々が古い総務委員会[のやり方]を同盟に再び呼び戻すつもりであろうと思われるのかもしれないが…従来通りに進まないであろう。なぜならその技術的な可能性を全くもっていないからである」(S.443)とデスマンの中央集権化に対する批判をかわし、さらに地区委員会設立をも正当化した。また同盟指導部のグラスマンは、提案が受け入れられれば「我々のやり方とその意図が組合員により深く理解されるだろう」として、地区委員会が「我々の提案の伝達者」である点を強調した。そしてこの提案が、現在行われている産業別組合のプロバガンダとの関連で触れられることに不快感を示し、次のように続けた。「私は産業別組

43) このBA会議に関する記述はとくに断らない限り *Quellen*, Bd.2, S.440-46. より。

44) ADGBの機関に関する記述は *Potthoff, a. a. O.*, S.35-36. より。

45) *Quellen*, Bd.2, S.376-78. そのBA会議では草案に関する議論はほとんどなかった。

合への発展に対し、反対の立場をとるものではないが、強圧的なプロパガンダはその考え方の評価を落とすであろうとの見方も捨て去るつもりはない」(S.444)。

以上のような見解の対立の結果、同盟指導部の提案を大会に提出することが、反対わずか3票で採択された。すなわちデイスマンらに同調した単位組合代表者はほとんどいなかったのである。その理由は、一つにはDMVや建設業組合のような大きな組合は中間レベルにも強い機関を有していたが、他の組合は必ずしもそうではなかった点に求めることができよう。この提案とそれに関する議論は、以上でみた同盟における産業別組合への再編成論の隆盛に違った角度から楔を打ち込むものであったと考えられる。ルックによれば、この提案は「運動の重点を単位組合から同盟の方向へ移し」「分権的要素を弱め」⁴⁶⁾るものであったからである。それが指導部の意図したものであったかは明言できないが、ある程度の効果があったであろうことは、デイスマンらの過敏な反応から推し量られる。その反応を逆手にとって、ライパルトらは逆に再編成論のプロパガンダに対する批判に結び付けたのだった。いずれにしても、このBA会議の経過から、産業別組合への再編成を巡る対立が、単位組合の自律性を求めるDMVや建設業組合等と、自らを中心に中央集権的な構造を構築しようとする同盟指導部との対立、という要素をも孕んでいることが明らかとなった。

以上のような状況で1921年は暮れ、1922年に入り7月の大会までに4回のBA会議が招集されることになる。すでに指摘したように「特別委員会」の設置から、BA会議で“議論”が扱われることは少なくなった。ただ、1月24日に行われたBA会議では、「ストの指導と援助の共同的規定」のための特別委員会が設置されている⁴⁷⁾。この特別委員会では、複数の単位組合が“混在”する産業・経営における賃上げ運動やストに関する規定について議論がなされ、その原案が作成されることになった。このことの一つのきっかけは、3)でみたように、建設業の産業別組合への「再編成論」が、“混在”に起因する弊害の克服を再編成を求める根拠として明確に位置付けたこと、そしてそれが同盟においてある程度認められたことにあるように思われる。ここで確認しておきたい点は、この問題が1)で取りあげた1919年8月のBA会議ですでに一度結論がでていた、ということである。それは規約に従いとくに賃金協約に関して各単位別組合の自律的な権限を明確に示したものであった。この特別委員会の在り方はその結論の再考を示すものであったといえる。

46) Ruck, Michael: Die Gewerkschaften in den Anfangsjahren der Republik 1919-1923, in: *Quellen*, Bd.2, S.45.

47) *Quellen*, Bd.2, S.667. 原案は大会に提出されたがDMV等の反対によりBAに差し戻され議論が継続されることとなった。*Korrespondenzblatt*, Jg.32, 1922, S.400.

4. 1922年大会直前の議論

1) 同盟委員会会議 1922年6月16～23日⁴⁸⁾

6月19日に開会される大会直前の16日午後、大会の開催地ライプチヒにおいてBA会議が招集された。主たる課題は大会の準備であった。大会議長の選出(ペプロウ、ライヒェル(DMV所属)、ライパルト)といった事務的な事柄の処理と並んで、大会報告案や諸提案に関して最終的なツメの議論が行われた。その中で第4議題「組織形態と労働運動の方法」に関しては6月17日午前中に取りあげられた。

タルノウの報告に関する意見交換がここで行われた。タルノウは、1922年3月のBA会議で、同盟指導部委員長ライパルトから第4議題の主報告者に指名されていた⁴⁹⁾。議論に先立ち、1年半以上に及んだ「特別委員会」から、第4議題の副報告者に産業別組合への再編成に積極的なDMV代表ディスマンを推すという提案がなされ、承認された。

タルノウ報告の内容は①産業別組合への再編成問題、②職員組合との組織的統合を伴わない協力関係の形成、③複数の組合間の利害統一⁵⁰⁾と大きく3つに分けられる。以下では①に関する議論のみを扱う。報告の①に関する部分を要約しよう。まず彼は1919年大会で採択された規約に従い、強力な産業別組合への発展がある程度進展したこと、そして経営という単位での利害統一が賃金闘争や社会化の遂行の際有効であることを認める。ただ、労組の組織形態は常に状況に適応してきたものであり、その歴史的発展において一貫して職業が支配的な組織原則であったことを指摘する。そして職業別組合が労働者の連帯感の形成、その組織化、教育などに今なお有効であるとし、これらを根拠に産業別組合への、一方的な強制による再編成は認められないと結論する。そして関連組合の互いの合意による産業別組合への合併と組合員の鞍替えの推奨を提案し、報告を結んでいる。

この報告案に対して、まずディスマンは産業別組合の支持者として賛成できないことを表明し、逆に大工組合代表シェンフェルダーは職業別組合の支持者として賛成を表明した。その際、後者が強調したのは、強制的な再編成に反対するというもので、将来の産業別組合への発展を妨げるつもりは全くない、ということであった。印刷工組合代表ザイツもシェンフェルダーとほぼ同じ見解を示し、この問題は自然の流れに任せるべきであると付け加えた。以上の意見を受けタルノウは「この提案で私がいいたいのは、職業別組織の性格やその原則を侵害することなく、近い間柄の職業別組織の産業別組合への合併を促進することである。それはいささかも

48) 本BA会議に関する記述はとくに断らない限り *Quellen*, Bd.2, S.557-63. より。

49) *Quellen*, Bd.2, S.500. 同BA会議で副報告者をつけることも決まった。

50) *Protokoll*, S.35-37. ②はわずかに反対があったが、若干の修正の後に採択され、③は全会一致で受け入れられた。*Ibid.*, S.535, 560.

強制を主張するものではない。むしろ節度を守った自由意志によることを主張する」(S.558)と述べた。農業労働者組合代表ファースはタルノウ案への賛成を表明し、この問題を巡る対立を大会に持ち込まないことを提案した。だがディスマンが再びタルノウ案に対する反対を表明し、結局この問題に関する採決は断念された。タルノウによれば、大会に「この問題を委ねた」(S.557)のであった。

2) 『コレスポンデンツブラット』 6月17日号

同盟指導部編集の自由労組機関紙『コレスポンデンツブラット』1922年6月17日号のトップの見出しは「大会に向けて」というものであった。同紙では、大会6週間前までに議題と諸提案を公示し、大会直前にそれらに対する同盟指導部の見解が示される。第4議題「組織形態と労働運動の方法」に関する部分をみると「このテーマは労組が一貫して取り組んできたもので、現在の議論は、1年以上の間、多様な考え方をもち職業の代表者からなる特別委員会で準備されたものである。大会への提案が示すのは、このような組織問題はもはや機構や原則に決定を委ねることができず、むしろここではまずもって発展ということが優先される。そして容認や合意が、すべての困難を乗り越えるのに最も望ましい、ということである⁵¹⁾」とある。「大会への提案」とはタルノウ案を指し、「組織問題」とは組織の再編成とくに産業別組合へのそれを指すはずである。それぞれの発展に任せ、合意による統合を提案したタルノウ案に適合的な内容であり、タルノウがこの問題に関する同盟指導部の代弁者であることは明らかであろう。

この1922年大会直前の『コレスポンデンツブラット』は、4本もの組織形態に関する論説が掲載されており組織形態の問題の特集号ともいべき内容となっていた⁵²⁾。この“特集”がなされた意図、その効果はどのようなものであったか。以下、本紙を素材に、より具体的に組織形態に関する議論を検討してみよう。

① ディスマン (DMV 所属) 「職業別組合か、産業別組合か」

ディスマンはまず、1919年大会では曖昧にされた組織形態の問題に関して、その後3年の過程において「産業別組合への統合により労働組合の戦闘力を最も高い度合いに高めること」がよりはっきりと必要となったとの認識を示す。彼の主張では、産業別組合は、不要な組合員の取り合いをはじめ、産業内に混在する単位組合間のすべての摩擦をなくすものである。産業内での組織の分散は、あらゆる面でその力の分散を意味する。些細な問題の議論のため、多くの組合から代表者が招かれる。それだけでなんと莫大な費用がかかることか。現在の50もの組合を12~15の産業別組織に再編成すればよい。それだけで組合運営において大いなる負担の軽減と改善を達成できるのだ。他方、職業別組合に関しては以下のようにいう。職業別組合の支持

51) *Korrespondenzblatt*, Jg. 32, 1922, S. 334.

52) 4本の論説に関しては *Ibid.*, S. 335-41. より。

者はその展開の歴史性を強調する。なるほど職業別組合は一貫したものだ。だが、それは社会主義者鎮圧法に応じて形成されたものにすぎない。1891年に産業別組合として形成された我々 DMV は違う。ここ10年で鉱山や農業等においても、なんの強制によることなく、関連した職業別組合の統合により産業別組合が形成されている。これこそが「自然な発展」だといふのである。

以上の組織形態に関する認識をふまえ、彼は、革命後のわずかな期間の間で歪んだ経済関係、例えばコンツェルンなどの形成に直面し、「現在労組に課せられた経済、社会化、経営協議会等の問題において」とるべき行動として、損失をより少なくするためにも、産業部門を設定し即座に産業別組合への再編成を行うことを主張する。また主として産業単位で締結される協約制度の発展を鑑みれば、賃金・労働関係は産業全体で不熟練・半熟練・熟練労働者を統一的に規制しなければならないともいう。でなければ「我々は疑いなく使用者に感銘を起こさせる演劇、10以上もの組合の代表者が一つの交渉のテーブルで争うという演劇を演じることになるだろう」。現在はその調整のための規定がない⁵³⁾。単位組合の全体の利益を無視した行動に起因する、このような耐えがたい状況を克服するには、産業を単位に統一的な組織へ再編成する以外にない、というのである。最後に、産業部門を設定する際、我々のモデルを押しつけるつもりはない。十分な議論の用意が当然ある、と付け加えた。

② プリュール（工場労働者組合（FAV）所属）「産業別組合」

まず彼は、現在の産業別組合を求める声の高まりの背景として、ここ数年、労組が労働者の生活水準を高めることに成功しなかった事実に注目する。その原因が、一つには組織形態に、とくに「統一戦線」を形成できなかった点に求められたことから、産業別組合への再編成が要請され始めたというのである。だが職業別組合を基礎とする産業別組合で「統一戦線」は形成できるだろうか、産業内のすべての労働者を統合できるであろうか、と隆盛を見せる「再編成論」に疑問を投げ掛ける。

その上で彼は産業部門の恣意的な設定に反対の態度を示す。現在、例えば化学工業等では技術革新が進展し、熟練の無意味化は勿論、産業という枠組みさえ曖昧になっている。産業部門の合理的な設定など不可能であり、それは余計な内部での争いを導くものである。労組の組織は恣意的に定めるものではなく状況に応じて定まるものであるとする。

そこで、彼が主張するのは、産業という上からみた枠組みではなく、下からみた枠組み、現場の状況すなわち経営 Betrieb を基盤に考えるべきであるということであった。いまや同じ職業であるという結び付きより、同じ経営で働くという結び付きが強く、利害が共通しているとする。この点はタルノウ案と全面的に対立している。副次的な作業に携わっている不熟練労働

53) この「規定」に関しては本稿 116 ページ参照。

者も生産活動に必要であるのだから、同じ職場の熟練労働者と同じ組合に同じように組織されるべきである。このように組織された経営単位の組織をまずもって基盤として産業別組合を形成すべきだと主張した。そして、このことは工場労働者組合が第1次大戦前から一貫して主張してきた点だと強調した。

ただ、デイスマンの論説や建設業の「再編成論」の主張する「産業別組合」に対しては以下のように警鐘を鳴らす。まず、数値に基づいて、複数の組合の組合員が従事している場合が多い従業員50名以上の大経営で働く労働者が約半数を占める工業全般、鉱山や建設業以外の中小経営中心の部門では、即座に再編成を行う必要はないとした。また彼は、産業別組合の組織としての力を、今日いわれているように過大評価すべきではないことも指摘する。例えば大きな組合が使用者と争議状態になった場合、大きい故に多くのスト援助を必要とするし、その場合にはすぐに労働者階級全体の危機へつながるといっているのである。この産業別組合の問題点の認識は以下でみるグレリンクの論に共通するものがあつた。

③ グレリンク（所属組合不明）「産業別組合か職業別組合か」

まず彼は、来たる1922年大会において、組織形態に関する問題が中心的な議題となるであろうと推測する。ただ、そこに産業別組合への再編成を求める提案が数多く寄せられている点だけからその傾向が強い、とはいえないという。むしろ、今日職業別組合の原則がなお有効であると、その根拠をいくつか提供することを本論説の目的として掲げた。

革命後3年間の、即座の社会主義到達が不可能であるという経験から、資本主義が今後も存続するという認識を示し、まずその枠内で労働者の生活状況を向上させるのが労働組合の使命であるとする。そのための闘争では固く結合した組織が要求される。それに必要な連帯感は規則などでは生み出すことはできない。機械工は機械工の生活、習慣があり、互いを仲間だと心の底から思っている。労働者全体の仲間意識の中で、さらに職業に特有のアイデンティティで結ばれているのである。これに代わるものがあるだろうか。ボイラーマン等の職業は職場が変わる度、その属する産業が変わることになる。同様に、どの産業でも職員は存在する。産業別組合が形成された場合、彼等は職場が変わる度に組合を変えなければならなくなる。これでは組合と労働者の精神的な繋がり生まれはしない。彼は失業した際、どの組合に助けを求めればよいのか。不当な負担を偶然負う組合がでてこよう。逆にいえば、これでは組合の基盤が不安定なものにならざるをえないだろう。

さらに彼は職業別組合の闘争における利点をあげる。職業別組合の組合員は様々な産業で働いている。他方使用者は産業別に組織されている。ロックアウトを行う場合は産業ごとに行うだろう。その際職業別組合であればすべての組合員がロックアウトされることがなく、他産業で闘争中の仲間を支援できるから財政的に有利である。さらに小規模である職業別組合ではよりよい指導者の選択、彼らとの細やかな意思疎通が可能で小さな事項まで配慮される。大きな

産業別組合は官僚化が不可避であり、それが及ぼす弊害は説明するまでもないだろう、と主張するのである。

④ シュテッター（現業職員組合所属）「産業組織と経営組織」

国営企業（経営）で働く労働者、職員、官吏を統一的に組織していた現業職員組合に所属するシュテッターは、まず、予定されているタルノウの大会報告が適当なもので、1919年採択の規約のみならず、現在のドイツの労働者階級全体の意思とも全く適合的であると評価する。それに従い形成される産業別組合は、労働者を統一的に固く組織し、労組の闘争力を著しく高めるに違いない、と持ち上げた。なぜこの再編成が緊急に必要なのか。それは各单位組合間の「境界を巡る争い」の存在である。賃金交渉に関しては勿論、些細な組合員の取り合いで争う。この問題の解決には勿論のこと、さらに組合運営の技術・財政のためにも統一的組織、経営・産業単位の組織への統合は計り知れない意義があるとしている。

だが、問題はその「やり方」であると彼はいう。まず組織問題のための「特別委員会」に関して言及する。多くの会議を行ったらしいがその成果はほとんど公表されておらず、成果は少なかったと思われる、と批判めいた推測を示した。次に DMV 指導部が大会に提案した将来の組織計画に関して批判する。そこにある16の産業部門の設定⁵⁴⁾は実現可能とは思えない。とくに問題となるのは、そこで企図された「ドイツ私営・国営企業職員中央組合」である。これはあらゆる産業、経営における職員を統合する組織と考えられ、同一の国営企業で働く労働者、職員、官吏を分断するものである⁵⁵⁾。そうではなくて国営企業を一つの産業として考えるべきであろうと主張した。その上で、現在、単一の公的な経営において、多様な職業の労働者が違った賃金体系で働いており、多くの協議にも関わらず、衝突が絶えない状況を示し、その改善のために、産業別組合と同時に、経営という枠組みでの組織を強く要求した。

3) “特集”の意図と効果

以上のように、この“特集”には産業別組合への再編成論、職業別組合支持論はもとより、労働組合運動においてこの時期に急激に重要度を増した半・不熟練労働者や職員・官吏と密接

54) 大会の第7議題「同盟規約の改正」への DMV 指導部の提案にある産業部門設定のことであると思われる。これは①農業②私営・国営企業職員③鉱山④建設業⑤金属⑥木材⑦印刷関係業⑧化学⑨飲食料品⑩衣料品⑪繊維（紡績）⑫皮革⑬陶磁器⑭運輸⑮飲食店／喫茶店⑯より小さい産業部門（例えば理髪店、療養所、公衆浴場等）というもので「以上のモデルに基づく産業別組合への統合」を同盟規約第4条に盛り込もうという提案（*Ibid.*, S. 256.）であったが、第4議題においてすでにデスマン案が採択されていたことから解決済みと判断され審議は行われなかった（*Protokoll*, S. 582.）。なお第4議題の審議中のデスマンの発言の中で、このモデルを半年前の「特別委員会」で提示、説明したことが触れられている。*Ibid.*, S. 558.

55) 本稿注(4)参照。⑥にシュテッターの主張に沿う産業部門がみられる。

に関わる単位組合の意見まで、多様な考え方がほぼまんべんなく掲載されていた。さきにみたように大会直前（1922年6月16～23日）のBA会議においても第4議題に関して意見統一はできなかった。事前に準備が必要であったであろうから、“特集”はそのことをあらかじめ想定した内容となったと考えられる。それは大会に「この問題を委ね」るための判断材料を提供した。直前のBA会議で、ディスマンが第4議題の副報告者として反対なく認められたことも、大会に「この問題を委ね」るためであろう。ただ、このことは、タルノウ案に対する考えの提示というよりも、「3.」でみた産業別組合への再編成論の隆盛から、「再編成論」を提示せざるを得ない状況を示すものであった。“特集”でも結果として産業別組合への再編成を支持するものが4本中3本を占めることとなった。

ただ、『コレスポンデントブラット』が同盟指導部編集である以上、その内容には指導部の利害がわずかでも反映されていると考えるべきである。同盟指導部は「3.」でみた過程からわかるように一貫して産業別組合への再編成論と一定の距離を保ってきた。“特集”のグレリンクの議論はその隆盛に対する、指導部の職業別組合論を引き合いに出しての抵抗であったとも考えられる。これはすでにみたタルノウの大会報告案においてもみられたやり方である。グレリンクの主張はディスマンの主張を意識した内容であると思われ、それと真っ向から対立する内容となっている。例えば、まず産業別組合に関して、ディスマンはそれが“混在”による弊害を無くすと主張したが、グレリンクは連帯感の形成を困難にするものとした。また前者はそれを闘争力の強い組織としたが、後者は闘争の際、財政的な困難を伴う組織としていた。このようにグレリンクは産業別組合の問題点を指摘しながら、それに対置する形で、この時期にあっても職業別組合が有効な組織形態であることを論証し、ディスマンらの産業別組合への再編成論を批判したのである。

他方、ディスマンは大会の第4議題の副報告者なので、この論説は当然、本稿冒頭で触れた大会決議をより詳細に述べたものである。モデルに基づく即座の再編成を主張するもので、その主たる根拠は単位組合の“混在”による弊害の克服であった。これは1921年末の『コレスポンデントブラット』で展開された建設業組合の「再編成論」と概ね共通する。大会決議は建設業組合代表ペプロウらと連名のものであるから当然といえるかもしれない。ただ、ディスマンの議論を建設業組合の「再編成論」と比較すると、若干の差異が見いだせる。まず後者で大目標とされた社会化に関しては触れる程度になっている点、そして職員との統一組織の要求を打ち出さなかった点である。これは大会での決着を想定し、より幅広い層からの支持を得ようとしてのことと思われる⁵⁶⁾。

56) 同盟指導部は「2-2)」でみた20年7月のBA会議で職員組合との統一的な組織には否定的な立場を示しており、このことはタルノウ案の②でも同様である。タルノウ案と「再編成論」の間のこの争点もディスマンの論説により不鮮明となった。本稿冒頭にあるように第2次大戦直後は、当初より労働者、職員、官吏を統一的な産業別組合に統合することが目指された。

デイスマンの論説における職業別組合論批判は、タルノウ案にもみられたその組織の「展開の歴史性」に向けられた。彼は、産業別組合への再編成こそ、ここ数年において自然な発展であるとした。これはこの時期一貫して、同盟指導部やタルノウ案支持者が、産業別組合への再編成を全否定せず「発展」や「自然」に任せるべきと主張してきた点についての批判である。他方で彼等は一貫して強制による再編成に反対すると言明し続けていた。

この点に関連して、シュテッターの論説は、このデイスマンの論説とタルノウ案との関係に少なくない影響をもったと考えられる。シュテッターは“混在”から派生する弊害の克服を主要因に産業別組合への再編成を主張するという、建設業の「再編成論」やデイスマンの論説と共通する見解を維持しながら、他方でタルノウ案を賞賛している。このことは、結果として、タルノウ案の根底に、この時期に“混在”が問題であり、その克服に産業別組織への再編成が有効であるとする点に関して、デイスマンらと共通した認識が存在していたことを示した。大会直前のBA会議のタルノウ自身の発言からもわかるように彼とデイスマンらとの争点はそこではなく、産業別組合への再編成を、自由意志によって行うか、モデルを設定し即座に強制的に行うか、この点にあるはずであった。シュテッターは逆にデイスマンを非難する。そのやり方、モデル設定が悪いと。だが、それに呼応しているかのようにデイスマンは、前掲の論説ではモデルに関して十分議論の用意がある点を強調し、大会決議案にはシュテッターが非難した16の産業部門モデルではなく、彼の意に沿ったモデルを盛り込んでいたのであった。以上のようにシュテッターの論説は、デイスマンの主張を補足する形で、それとタルノウ案との間の争点は不鮮明にする効果をもったと考えられる。このことは逆にタルノウ案の職業別組合支持の部分を際立たせた。その結果、タルノウや同盟指導部が、デイスマンらの再編成論に対抗するためには、グレリンクの論説にみられるように職業別組合の利点を持ち出す以外無くなったと考えられる。これと同じ構図は大会直前のBA会議でもすでにみられた。かくして“議論”は1922年大会直前において「産業別組合か職業別組合か」との対立の構図を描くに至ったのであった。

FAVのプリュールの論説についても触れねばならない。「3.」でみたように、この時期、FAVは産業別組合への再編成に一貫して反対してきた。彼の論説も、デイスマンらが主張する、全産業に関して恣意的なモデル設定に基づき既存の職業別組合を統合することによる再編成には、否定的な立場を明確にしている。だが、同時に経営という枠組みを基盤とする産業別組合を、第1次大戦前から一貫して主張してきたことを改めて強調してもいた。FAVは、それを「例えばDMVや木材労働者組合といった、親戚関係にある職業別組合を基礎とする古い意味でのそれとは明確に区別されるべきである」⁵⁷⁾としていた。ただ、この差異は「産業別組合か職業別組合か」という対立の構図の中からは見えてこない。

57) Schöck, a. a. O., S.130.

FAVの主張から想起されるのが、1918/19年の頃の協議会である⁵⁸⁾。実は1922年大会の第4議題には、ほとんど考慮されず呈示されただけという観があるものの、DMVのベルリンからの代表で共産党員であるヴァルヒャーらから「すべての経営に一つの組合という原則。それを産業別組合へ統合すべし」という提案がなされていた⁵⁹⁾。この提案は「1914年以前のFAVの要求と一致する」⁶⁰⁾ものであったが、FAVは「目下の状況では[大会でなされた]産業別組合や経営組織への要求は、社会化への要求を含意するものであり、それは労組の活動の範囲を越えている」⁶¹⁾として、大会決議案にもヴァルヒャー案にも同調しなかった。FAVはイデオロギー的には概ね一貫して改良主義的な立場を維持していたのである⁶²⁾。また他方で彼等が一貫して維持していた組織構想は「職業別組合の克服」⁶³⁾であり、職業別組合支持を明確にすることはもとより不可能であった。このようなことからプリュールの論説は、産業別組合という形態を一貫して主張してきたことを強調する一方で、隆盛をみせた「再編成論」に対しては、その恣意的なモデル設定や即座の実行、組織の力の過大評価等を批判するという内容にならざるをえなかったのであろう。

このFAVの動向は“議論”のイデオロギー的側面を浮かびあがらせる⁶⁴⁾。それをディスマンとグレリンクの間の対立、すなわち「産業別組合か職業別組合か」という対立においても見いだすことは、可能である。ディスマンは労組の使命として、触れる程度ではあるが社会化をあげ、グレリンクは資本主義枠内での運動にそれを求めていた。だが他方で、前者はあえてそれを押し出さず、後者は、この組織形態の問題は、党派の利害を考慮することなく判断されるべきであると明言さえしており⁶⁵⁾、共にイデオロギー的な対立を、この組織形態を巡る議論に持ち込まないようにする姿勢がみてとれた。このことは、逆にこの組織形態を巡る対立が、イデオロギー的要素を多分に含んでいたことを示すものと考えられる。この点については今後考察の機会をえたい。

58) 協議会(運動)に関しては相馬保夫「ドイツ革命期における経営協議会と労働組合」(『大原社会問題研究所雑誌』No. 353, 1988年)等参照。

59) *Protokoll*, S. 533-34. 議論の中で触れられることは少なく採決は行われなかった。

60) Schöck, a. a. O., S. 132-33. 経営をまず基盤とした組織という主張はシュテッターの論説においてもみられるが、彼は同時にタルノウ案を評価している。また現業職員組合の代表は大会ではディスマンらの決議案に支持を表明した。*Protokoll*, S. 558.

61) Schöck, a. a. O., S. 133. シェックの言葉を借りれば、この時点でADGB傘下第二の規模になっていた「FAVは、その地位を、長年求めてきた産業別組合の実現に利用せず、むしろ逆にそれを妨害するのに用いた。」(*Ibid.*, S. 133.) FAV自身、ディスマン案の拒否を原則的でなく戦術的考慮から説明した。*Ibid.*, S. 132.

62) *Ibid.*, S. 130, 132.

63) *Ibid.*, S. 130.

64) “議論”のイデオロギー的側面に関しては、本稿注(18)参照。

65) *Korrespondenzblatt*, Jg. 32, 1922, S. 338.

このように「産業別組合か職業別組合か」という形で対立の構図が描かれる場合には、FAVの居場所はなかった。ここには、半・不熟練労働者の組織化という第1次大戦前から続く自由労組の一つの問題点が示されていたと考えられる。そしてFAVもまた、この時期に経営における単位組合の“混在”を問題として認識していたことは、経営内のすべての労働者を単一の組織に組織することを主張していたことから明らかであろう。

5. おわりに

本稿で検討したことをまとめておこう。本稿では、争議の頻発を一つの背景として1919年から1922年にかけて展開された、自由労働組合における組織形態に関する議論を、とくに同盟委員会における議論を中心に跡付けた。「3.」でみたように、この時期、産業内、経営内での単位組合の“混在”が労組の組織としての大きな問題であり、その克服に産業別組合が有効であろうとの認識は⁶⁶⁾、少なくとも1920年7月のBA会議で組織問題のための「特別委員会」を設置した頃からは、同盟委員会すなわち各単位組合の指導者達の間では概ね共通していた。その中で、使用者が対立姿勢を徐々に強めていくのに応じて、その共通認識は産業別組合への「再編成論」の隆盛へと展開し、それを巡り2つの勢力の対立が明確になってきた。ただ、その争点は、少なくとも表向きは再編成の方法に関してのものであった。2つの勢力は、方法に関しては速攻派と合意派と呼べる。まず速攻派つまりDMVや建設業組合等は、産業別組合への再編成をこの時点で即座に、モデルに従って強制的に同盟全体に関して行うことを主張していた。他方同盟指導部を中心とする合意派は、それをそれぞれの発展にまかせ、自由意思による相互合意のもと行うことを望んでいた。だが「4.」でみた大会直前の過程でその争点は不明確になり、両勢力の間には「産業別組合か職業別組合か」との対立の構図が描かれ、その決着は大会に委ねられることとなった。このようになった要因を考えることで本稿のむすびとしたい。

以上のような共通認識が存在した状況を前提とすれば、速攻派が主張する再編成を実行するには、合意派を、共通認識と不整合である職業別組合支持派に仕立て、対立軸を明確にする必要があったことが考えられる。そうでなければ、産業別組合を全否定せず、それへの自由意思による合併を推奨するという、大戦前よりみられた一貫した態度と適合的なタルノウ案、すなわち合意派の主張がそのまま受け入れられる可能性が高かったと思われるからである。また速攻派の主張が支持を受けるには、「2.」でみた同盟指導部、BAの構造からして、あえて大会に「この問題を委ね」る必要があったことは明らかであろう。

速攻派が主張するようにモデルに従って同盟全体が産業別組合に再編成されれば、どんなモ

66) 本稿冒頭で触れた1919年採択の規約にすでに「大きな力のある組合への統合」が目標として掲げられているし、“混在”の問題も1919年大会前に認識されていた(本稿注(26)参照)。なお規約の変遷に関しては前掲拙稿、200-202ページ参照。

デルであれ「2.」でみた構造, 少なくとも BA の構造の根本的な改編が迫られることは疑いない。同盟指導部とそこに勢力をもつ単位組合は, その地位を維持しようとする場合⁶⁷⁾, たとえ改編により使用者に有効に対抗できるようになるとしても速攻派の主張を受け入れることは不可能であった。にもかかわらず, 決着を大会に「委ね」ざるをえなかったことは, 同盟における「再編成論」の隆盛を示すものであったと考えられる。さらにいえば, 革命後, 労組が成果をあげられなかったことが, 「統一戦線」= “混在” の弊害の克服を求める声となり, 「再編成論」の隆盛を導いたという, すでにみたプリュールの指摘に従えば, この時期, 使用者の攻勢の前に労組が劣勢にあった状況を示すものであったともいえるだろう。この状況下, 同盟指導部が, 同盟の枠組みを維持しつつ自らの地位を維持しようとする場合, 職業別組合を維持しようとする大工組合等から, 経営を基盤とした産業別組合を主張してきた FAV までという, 組織形態に関してさえ多様な考え方を提示する勢力を, 速攻派の主張に反対するという一点で結び付け, 対応する以外なかったのではないか⁶⁸⁾。ただそれは, 大会直前の過程において, 職業別組合という名の下での結集とならざるをえなかった。

「産業別組合か職業別組合か」という対立の構図は, そのまま大会に持ち込まれた。本稿冒頭でみたディスマンらの決議案に DMV や建設業組合は勿論, 現業職員組合も賛成し, FAV は反対の立場をとった⁶⁹⁾。以降, この対立は, とくに決議の実行を巡り, 先鋭化することになる。いわば1922年大会は, 同盟内部の2つの勢力の対立を明示する場となったのである。それだけではない。大会直後の『コレスポンデントブラット』7月1日号において, 同盟指導部は「[ディスマンらによる] 大会の決議は尊重されるべきだが, その実行は ADGB の運動の中心にある小組合を危機にさらすものであり, ひいては ADGB の存続自体を危機にさらすことになるだろう」⁷⁰⁾と, 同盟の最高意志決定機関である大会の決議に否定的な態度を示したのである。1922大会で浮き彫りになった対立・問題と労働組合運動の分裂という「ワイマール期の経験」との関係を明らかにするには, 以降の過程をみななければならない。

67) 第2次大戦後はナショナルセンターの権限は押さえられ, 加盟単位組合に強い独立性が認められるようになる。花見忠, 前掲書, 329ページ。

68) いずれにしても, 第1次大戦前から大きく変化したとはいえない同盟の構造と, 大戦後の状況, そこで育まれた“共通認識”～産業別組合への「再編成論」の隆盛との間の不整合は否めないと思われる。

69) 表2にある組合員が20万人を越える10組合中, FAV, 木材, 農業(代議員48名全員棄権)以外の7組合の代議員は概ねディスマン案に賛成票を投じた(Protokoll, S.559-60.)。その採択によりタルノウ案の①の部分に関する投票は行われなかった。

70) *Korrespondenzblatt*, Jg. 32, 1922, S.369. 筆者はこの態度が大会ひいては同盟の権威を貶め, このことが明示された対立と問題と共に, 以降の自由労組の脆弱性に寄与したのではないかとの展望をもっている。このことから1922年大会が“議論”における集約点をなしたとの想定はあながち的はずれではないと考えている。